

実績評価書

(厚生労働省25(VI-2-2))

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標VI-2-2)							
施策の概要	本施策は、「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」を柱に実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>○本施策は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。</p> <p>平成25年度においては、以下の通知等に基づき実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」(文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」(文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定) <p>○就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が利用できるよう、登録児童数の拡大を図ることを目標としている。対象児童(小学生1～3年)のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていることから、平成26年度までに32%のサービス提供割合(※)を目指す。</p> <p>放課後児童クラブの提供割合は年々増加しており、事業の必要性は高いと認識している。しかしながら、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標と実績との間には、依然として乖離がある。</p> <p>※放課後児童クラブの提供割合:小学校1年生～3年生までの放課後児童クラブ登録児童数/全国の小学校1年生～3年生までの児童数</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	47,100,450	41,733,329	32,707,407	33,059,361	34,544,304	33,591,309
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	△ 6,026,455	△ 223,301	443,820	△ 25,157	118,425	
		合計(a+b+c)	41,073,995	41,510,028	33,151,227	33,034,204	34,662,729	33,591,309
	執行額(千円、d)	40,606,374	34,162,979	27,539,830	28,565,000			
執行率(%、d/(a+b+c))	98.9%	82.3%	83.1%	86%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ・平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す				
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日		「「小一のカベ」を突き破るべく、一次内閣で始めた放課後子どもプランを着実に実施してまいります。」(施政方針演説)				
	「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2014(閣議決定)	平成26年6月24日		・放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図る。				

測定指標	指標1 放課後児童クラブの提供割合	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○	△
		21%	20.8%	21.2%	22.0%	22.9%	24.0%	32.0%		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		
指標2 放課後児童クラブの基準策定		施策の進捗状況(実績)					目標	主要な指標	達成	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定する	△	
		-	-	-	-	省令の基となる報告書(放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書)の取りまとめ				
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				

		施策の進捗状況(実績)					目標	主要な指標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		
指標3 基本指針の策定		-	-	-	-	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の概ねの案を子ども・子育て会議で取りまとめ	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を策定する		△
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
【参考】指標4 放課後児童クラブ数 (事前分析表には未掲載)	実績値								
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				
	18,479	19,946	20,561	21,085	21,482				
【参考】指標5:待機児童割合 待機児童数/登録児童数 (事前分析表には未掲載)	実績値								
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				
	1.4%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%				

※ 21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分※) ②</p>
	<p>(判定結果) B</p> <p>(判定理由)</p> <p>指標1のとおり、放課後児童クラブの提供割合は毎年度着実に増加しており、施策目標である「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」は達成されているが、26年度目標値である32%には乖離があり、その達成には一定程度の期間を要すると考えられる。</p> <p>指標2については、25年度中に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定することはできなかったが、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会において省令の基となる報告書が取りまとめられた(省令は26年4月30日に公布)。また、指標3については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」についても、25年度中に策定することはできなかったが、子ども・子育て会議において指針の概ねの案が取りまとめられた(指針は26年7月2日に公布)。</p>
	<p>(有効性の評価)</p> <p>放課後児童クラブについて、利用希望者が利用できるような環境を整備することが重要であることから、保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう平成25年度以降予算上のか所数の増を実施するとともに、長時間開設加算による支援等により、放課後児童クラブの提供割合は毎年度着実に増加し、また、開所時間の延長も一定程度進んでいることから、施策目標である「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」は達成されており、本施策の実施は有効に機能していると評価できる。</p> <p>また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、国が省令で基準を定めることにより質の改善が図られる等の観点から放課後児童クラブの推進に資するものであり、25年度中の策定には至らなかったものの、年度内に専門委員会等において報告書等を取りまとめ、26年4月30日に省令を公布したところである。</p>
	<p>(効率性の評価)</p> <p>予算概算要求時に、事業の一部について執行実績を踏まえた単価の設定見直しを行う等見直しを図りつつ、地域の放課後児童対策が効率的に実施されるよう努めている。</p> <p>(現状分析)</p> <p>測定指標1のとおり、放課後児童クラブの提供割合は増加していることから、児童の健全な育成及び資質の向上は着実に進んでいるものの、25年度においては、実施場所の確保が難しいなどの理由から自治体によっては整備が追いついていないところもあり、実績値24%と目標値である32%には乖離があり、その達成には一定程度の期間を要すると考えられる。</p> <p>27年度からは子ども・子育て支援新制度が施行される予定であり、新たな目標値を定めそれに向けて学校の余裕教室等の徹底活用等により量的拡充を強化することが必要である。</p> <p>なお、指標2及び3については、関係各方面との調整等に時間を要したため策定が予定より遅れたが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」については26年4月30日に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」については26年7月2日に公布した。</p>
<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>平成27年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度の下では、市町村が住民の利用ニーズを把握した上で事業計画を策定し、事業の提供体制の計画的な整備により放課後児童クラブの充実を図っていくこととしていることから、当該計画や「日本再興戦略」改訂2014に記載された「2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大」の目標を踏まえ、27年度の予算編成過程において、市町村の整備計画に基づき、新たに適切な目標の設定を検討することとした。これら施策の基となる「放課後子ども総合プラン」を厚生労働省と文部科学省が共同して平成26年7月31日に策定された。</p> <p>(予算要求について)</p> <p>以下の口で困った方向で検討します。</p> <p>増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額</p> <p>事項要求(子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に向けた、放課後児童クラブの「量の拡充」及び「質の改善」の実施のために必要な経費等については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討することとし、平成26年度予算と同額要求とする。)</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>子ども・子育て新制度において、引き続き放課後児童健全育成事業についての税制上の所要の措置を講ずるよう要望。</p> <p>(機構・定員について)</p> <p>平成27年度定員要求 増員: 放課後子ども総合プラン連携推進係長 (放課後対策の総合的な推進【放課後子ども総合プラン】に向けた体制の充実・強化に伴う増)</p>

※(各行政機関共通区分)の記載については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)」における5段階区分と次のとおり対応している。

①:「目標超過達成」、②:「目標達成」、③:「相当程度進展あり」、④:「進展が大きくない」、⑤:「目標に向かっていない」

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成26年8月7日開催)で御議論いただいたところ、「評価書の作成にあたり、待機児童数についても触れるべき」の指摘があったことを踏まえ、測定指標に参考として「待機児童割合」を加えることとした。 また、「登録児童の利用率が施策の有効性を判断する上で非常に重要な指標ではないか」「もう少し効率性の評価を行うべき」といった意見については、今後、平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度における市町村別のニーズ調査の結果等を踏まえて検討する。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 【平成25年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000025032.html</p> <p>○文部科学省「学校基本調査」【各年5月1日現在】 URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p> <p>○児童福祉法 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8e%99%93%b6%95%9f%8e%83%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S22HO164&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>○「放課後子ども総合プラン」 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-KoyoukintoujidoKateikyoku-Ikuseikankyoka/0000054031.pdf</p> <p>○行政事業レビュー ①URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/639.pdf ②URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/641.pdf ③URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/642.pdf</p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	育成環境課長 為石 摩利夫	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	------------	--------	------------------	----------	---------